

# 三原市指定可燃物の運用基準



三原市消防本部

制定：令和4年2月1日（三消本予第1212号）

## 三原市指定可燃物の運用基準

### 第1 総則

#### 1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表（以下「別表」という。）第3の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。なお、不燃性又は難燃性のものは、当該品名欄に掲げる物品に該当しない。（第1-1表参照）

第1-1表 別表第3の品名欄に掲げる具体的な物品例等

可燃性 固体類等	綿花類等	品名	数量	具体的な品名（例）	届出が必要な倍数	
	○	綿花類	200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛	5倍	
	○	木毛及びかんなくず	400 kg	製材中に出るかんなくず	5倍	
	○	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	使用していない衣類、古新聞、古雑誌	5倍	
	○	糸類	1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸	5倍	
	○	わら類	1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草	5倍	
	○	再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF等）	1倍	
○		可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール	1倍	
	○	石炭・木炭類	10,000 kg	練炭、豆炭、コークス	5倍	
○		可燃性液体類	2 m <sup>3</sup>	潤滑油、自動車用グリス	1倍	
	○	木材加工品及び木くず	10 m <sup>3</sup>	家具類、建築廃材	5倍	
	○	合成樹 脂類	発泡させたもの	20 m <sup>3</sup>	発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材	1倍
	○		その他もの	3,000 kg	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム	1倍

#### 2 用語の解説

##### （1）可燃性液体類等

指定可燃物のうち引火性を有する物品である可燃性固体類及び可燃性液体類、並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物第4類のうち動植物油類の総称である。

##### （2）可燃性固体類等

別表第3に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類である。

##### （3）綿花類等

可燃性液体類等以外の指定可燃物である。

#### 3 品名の区分

別表第3の品名欄に掲げる物品のうち、綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類、布類の不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」に基づき行うものとする。

##### （1）綿花類

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

- イ 編花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- ウ 羽毛は編花類に該当する。
- エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、編花類に該当するが、鉄バされた羊毛は、編花類に該当しない。
- オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。
- (ア) 不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。
- (イ) 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。
- (2) 木毛及びかんなくず
- ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などの製材過程に出るおがくずや木つ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (3) ぼろ及び紙くず
- ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。
- (4) 糸類
- 糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。
- (5) わら類
- ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- イ 乾燥蘆とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。
- (6) 再生資源燃料
- ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。
- なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。
- (ア) R D F (Refuse Derived Fuel)
- 家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。
- (イ) R P F (Refuse Paper and Plastic Fuel)
- 廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。
- (ウ) 汚泥乾燥・固形燃料
- 下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）

とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

ア 可燃性固体類には、o-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

イ 別表第3備考(6)の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

(8) 石炭、木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

(9) 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

(10) 木材加工品及び木くず

ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しないものである。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものである。

エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しないものである。

オ 防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(11) 合成樹脂類

ア 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用い

られる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 別表第3備考(9)の不燃性又は難燃性の判断

- (ア) JIS K 7201-2「プラスチック - 酸素指数による燃焼性の試験方法 - 第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。
- (イ) 上記(ア)の方法により難い粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。(第1-2表参照)

第1-2表 一般的に使用される合成樹脂の例

酸素指数 26 未満の合成樹脂の例※	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (A S)
	アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (A B S)
	エポキシ樹脂 (E P) … 接着剤以外のもの
	不飽和ポリエスチル樹脂 (U P)
	ポリアセタール (P O M)
	ポリウレタン (P U R)
	ポリエチレン (P E)
	ポリスチレン (P S)
	ポリビニルアルコール (P V A L) … 粉状「原料等」
	ポリプロピレン (P P)
酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例	ポリメタクリル酸メチル (P MMA、メタクリル酸樹脂)
	フェノール樹脂 (P E)
	フッ素樹脂 (P E E)
	ポリアミド (P A)
	ポリ塩化ビニリデン (P V D C、塩化ビニリデン樹脂)
	ポリ塩化ビニル (P V C、塩化ビニル樹脂)
	ユリア樹脂 (U F)
	ケイ素樹脂 (S I)
	ポリカーボネイト (P C)
メラミン樹脂 (M F) … 球状「原料等」	
アルキド樹脂 (A L K)	

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがある。

注 ( ) 書は略号又は別名を示す。

エ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品(靴、サンダル、電気製品等)であって合成樹脂が容積又は重量において、50%以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源

燃料として取り扱う。

オ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して個体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。（第1-3表参照）

第1-3表 合成ゴムの例

スチレンブタジエンゴム（SBR）	ハイバロン
ニトリルブタジエンゴム（NBR）	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

(ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

カ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

キ ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを含んだ製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）が該当する。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

ク フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。（第1-4表参照）

第1-4表 フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

ケ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

(12) 別表第3の品名欄に掲げられた異なる複数の物品が一体となった製品等

ア 別表第3の品名欄に掲げられた異なる複数の物品が一体となった製品又は混在しているものについては、当該それぞれの物品の貯蔵又は取扱い数量が別表第3に定める数量以上とな

る場合に、当該物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

イ 別表第3の品名欄に掲げられた物品とその他の物品が一体となった製品又は混在しているものについても、前アと同様に判断し規制する。ただし、当該その他の物品の割合が、重量及び容積のいずれにおいても、物品全体の50%以上となる場合は除く。

#### 4 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合別表第3に定める数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合の例

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファー、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

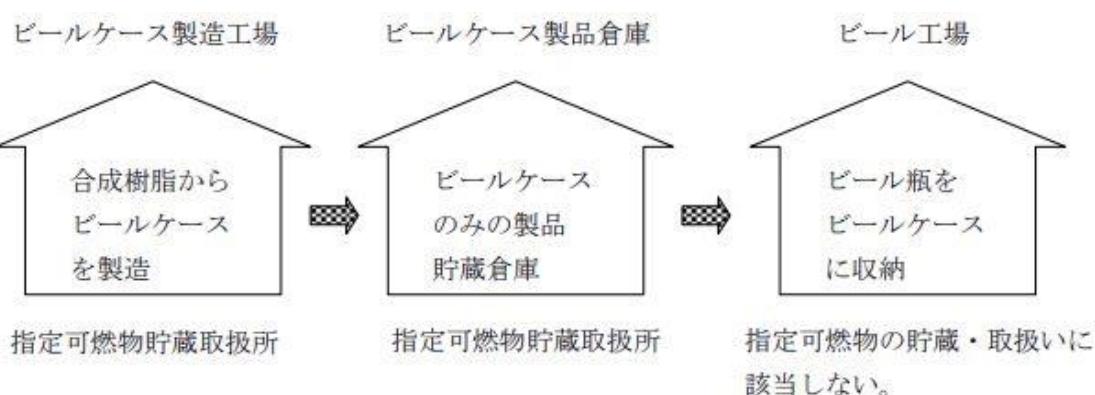
ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

エ 美術品、芸術品等として展示しているもの

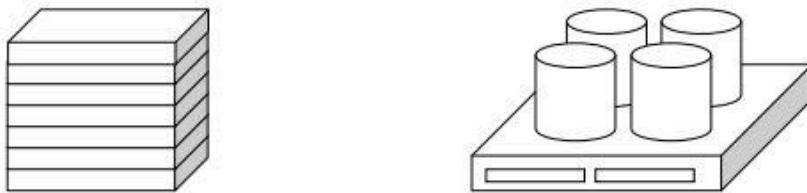
オ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

カ ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第1-1図、第1-2図参照）

第1-1図 ビールケース（合成樹脂類）の場合



第1-2図 パレット等（合成樹脂類）の場合



パレット等の集積は、  
指定可燃物に該当する。

道具として使用されているパレット等は、  
指定可燃物に該当しない。

## 5 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

- (1) 可燃性液体類等の同一場所の扱いは、三原市少量危険物運用基準「第1」に準ずる。
- (2) 編花類等の同一場所の扱い

### ア 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りでない。

### イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、編花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自閉式特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができます。

## 6 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、別表第3の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例1】糸類 500,000 kg (500倍)、編花類 60,000 kg (300倍)、ぼろ及び紙くず 800 kgを貯蔵し、又は取り扱っている場合、別表第3に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、別表第3に定める数量以上の糸類と編花類のみを合算して、合計800倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。（第1-5表参照）

第1-5表 数量の算定例1

品名	貯蔵取扱量	別表第3の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表第3に定められている量の500倍
編花類	60,000 kg	200 kg	別表第3に定められている量の300倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表第3に定められている量未満なので非該当
			別表第3に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800倍となる

【例2】編花類 150 kg、糸類 800 kg、ぼろ及び紙くず 800 kgのように2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ別表第3に定める数量未満の場合は、合算せず編花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。（第1-6表参照）

第1-6表 数量の算定例2

品名	貯蔵取扱量	別表第3の数量	備考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表第3に定められている量未満なので非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表第3に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表第3に定められている量未満なので非該当
			別表第3に定める量未満の場合は、合算しないので貯蔵取扱いの対象外となる

【例3】別表第3の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸類  
500 kg 500 kg 500 kg 500 kg 2,000 kg

## 第2 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準等（条例第50条）

### 1 第1項

#### (1) 容器への収納

三原市少量危険物の運用基準「第2-4」の例による。

#### (2) 内装容器等への表示

化粧品の内装容器等で最大容量が、300 mL以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。

#### (3) 容器の積み重ね高さ

三原市少量危険物の運用基準の例により高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。（別表第3備考第6号エに該当するものを除く。）

### 2 第2項第1号

可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点から、その屋外の場所の周囲に、空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定したものである。

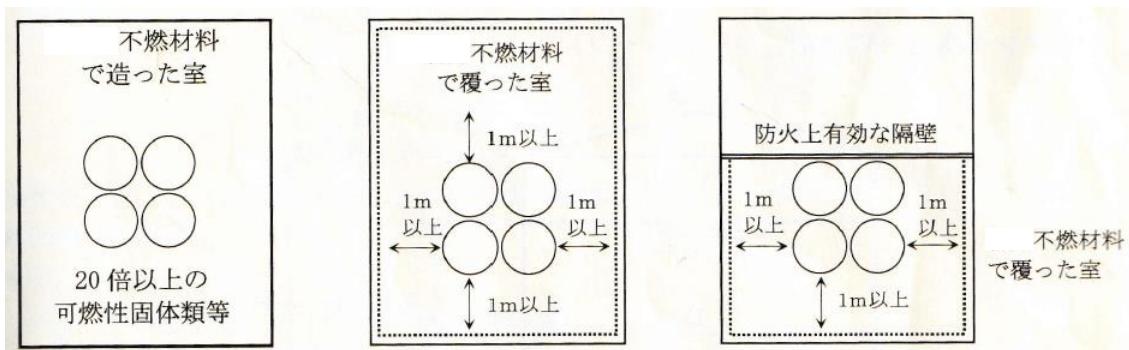
この場合、防火上有効な塀は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有できない部分及び施設全体を遮へいする幅及び高さを有すること。

### 3 第2項第2号

#### (1) 防火上有効な隔壁とは、小屋裏まで達する準耐火構造又は防火構造をいう。

(2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床、及び天井を不燃材料で覆った室内で貯蔵し、又は取り扱う場合は、幅1m以上（200倍以上であれば3m以上）の空地を保有する。（第2-1図参照）

第2-1図



#### 4 第3項

本項は、第1項及び第2項の基準のほか、別表第3で定める数量以上の可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いについて、その危険性に鑑み、少量危険物に準じて規制を行うものである。

#### 第3 縊花類等の貯蔵及び取扱いの基準（条例第51条）

##### 1 第1項1号

綊花類、合成樹脂類、石炭・木炭類等の加工工程等において、可燃性の微粉が著しく多量に浮遊するおそれがある場合は、温度が局部的に上昇しないようする措置が必要である。ただし、換気設備又は集じん装置を設置し、粉じんの滞留を防止した場合には、取扱工程上必要な火気を使用することができる。

なお、温度が局部的に上昇しない方法には、直火を使用しない方法や熱源と綊花類等とを相対的に動かしている方法等がある。

##### 2 第1項第2号

「みだりに」に該当しないのは、係員以外の者の出入りでも当該貯蔵取扱場所の管理者の管理権が十分行使し得る状況の場合が考えられる。

##### 3 第1項3号

「区分して整理する」とは、綊花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、一緒に雑然と取り扱われることは、危険性が増大することとなるので、危険物とは、火災予防上安全な距離（おおむね1m以上）を保ち、区分して整理すべきことをいうものである。

また、地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置があげられる。

##### 4 第1項4号

製造、加工等によって生じた綊花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であるから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理すべきである旨を規定したものである。

##### 5 第1項第5号

再生資源燃料のうち、廃棄物固化化燃料その他水分によって発熱又は可燃性のガスの発生のおそれがあるもの（廃棄物固化化燃料等）については、特に火災発生の危険性が大きいためこのような

対策が定められた。

廃棄物固化化燃料等には、R D F が該当し、R P F は該当しない。

(1) 第1項第5号ア

R D F については、発熱等を防止するため水分を 10%以下のできる限り低い管理値に設定すること。

(2) 第1項第5号イ

製造後の廃棄物固化化燃料等については、十分に冷却されたものを受け入れること。

(3) 第1項第5号ウ

廃棄物固化化燃料等は、集積量が多くなるほど、また、保管が長期になるほど発火危険が高まるところから、集積高さを 5 メートル以下に制限し、発熱、発火しにくくするとともに、万が一発火した場合においても、消火活動が容易に行えるようにしたもの。

集積高さについては、廃棄物固化化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた集積高さとすること。又長期保管となる場合は、廃棄物固化化燃料等を少なくとも 3箇月に 1 回以上保管場所から全量の掻き出しを行うこと。

(4) 第1項第5号エ

廃棄物固化化燃料等を温度測定装置及び可燃性ガス測定装置等により状態を把握し、測定値の変化に応じた適切な対応措置が図られるようとする。

6 第2項第1号

綿花類を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識は、「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。

また、綿花類等の掲示板については、「火気注意」とし、可燃性固体類等の掲示板については、「火気厳禁」とすること。

7 第2項第2号

ただし書きは、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるので、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水を行うこと等により温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。

なお、合成樹脂類は次号でその集積単位を定めている。

8 第2項第3号ア

前号と同様の趣旨であるが、特に合成樹脂類の製造工程の実態を考慮し、合成樹脂類を集積する場合には、500 平方メートル以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ集積単位相互間の距離を保有することを定めたものである。

また、ただし書きは、具体的に定めている散水設備に限らず、不燃材料による区画、ドレンチャ一設備又はスプリンクラー設備等の防火上有効な措置を講ずることで、集積単位の規制を行わないこととするものである。

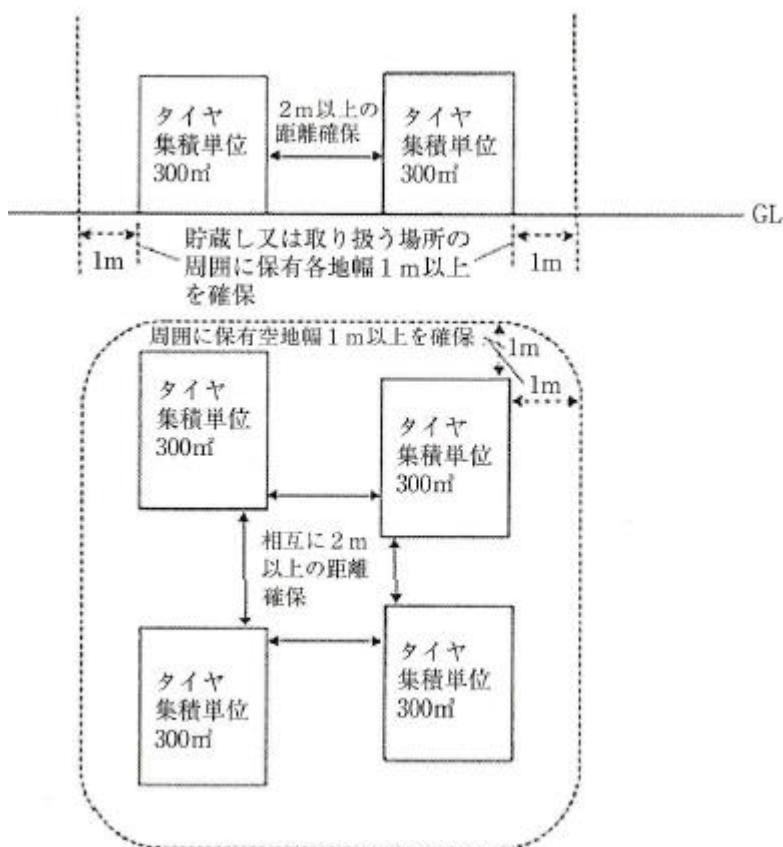
9 第2項第3号イ

火災拡大防止を図るため、屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、別表第3で定める数量の倍数に応じて 1 メートルから 3 メートル以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることを定めたものである。(第3-1 図参照)

第3-1図

タイヤ6,000kg貯蔵の場合の保有空地の例

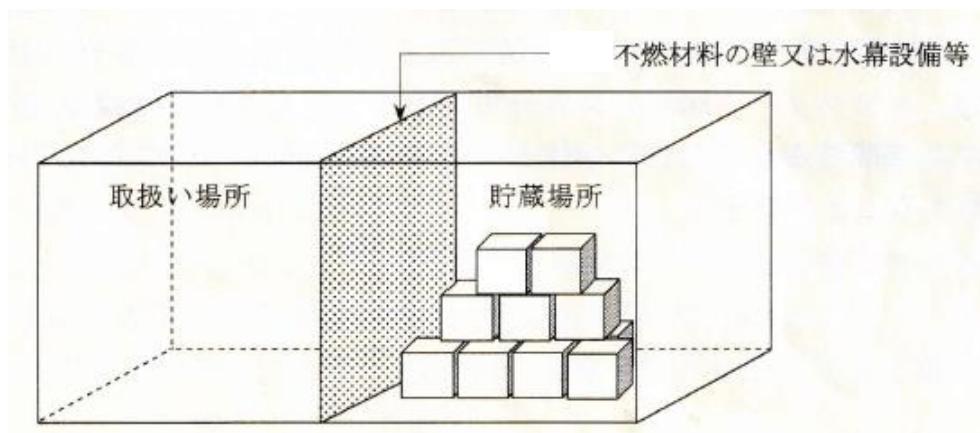
空地の保有については、当該貯蔵施設が火災になった場合、他への延焼を防止するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地である。



#### 10 第2項第3号ウ

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画し、火災被害の局限化を図ることである。(第3-2図参照)

第3-2図



## 11 第2項第3号エ

本号は、多量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合の延焼危険及び消火の困難を考慮し、壁及び天井の材質の規制をしたものである。

## 12 第2項第4号

廃棄物固化化燃料等は、ひとたび発熱・発火すると消火が非常に困難となるため、速やかに発熱等の拡大防止を図るために設置されるものである。

## 第4 再生資源燃料等の火災予防上有効な措置（条例第52条）

別表第3に定める数量の100倍以上の廃棄物固化化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類、又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合に、自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため規定されたものである。危険要因の把握に当たっては、一般に類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、例えこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と、必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

なお、危険要因を把握する場合は、総務省消防庁及び全国消防長会の指導、協力のもと、企業防災対策支援センターが平成17年8月に作成した「危険性評価方法」を活用するのも一つの方法である。

## 第5 消防用設備等の設置義務について

### 1 大型消火器以外の消火器具（消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条）

$$(1) \text{ 能力単位の数値の合計数} \geq \frac{\text{指定可燃物の数量}}{\text{指定可燃物の単位数量} \times 50}$$

(2) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分からそれぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように配置する。

### 2 大型消火器（規則第7条）

(1) 別表第3で定める数量の500倍以上の場合は大型消火器を設置する。

(2) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分からそれぞれ一の大型消火器に至る歩行距離が30m以下となるように配置する。

(3) 有効範囲の部分について、その適応性が同一の消火器具（大型消火器を除く。）は能力単位の数値の合計数の1/2まで減少できる。

### 3 消火器具及び大型消火器の軽減規定（規則第8条）

(1) 屋内消火栓又はスプリンクラー設備を技術上の基準に従い設置した場合は、その有効範囲内の部分について、それと適応性が同一の消火器具（大型消火器を除く。）は能力単位の数値の合計数の1/3まで減少できる。

また、適応性が同一の大型消火器については設置しないことができる。

(2) 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従い設置した場合は、その有効範囲内の部分について、それと適応性が同一の消火器具（大型消火器を除く。）は能力単位の数値の合計数の1/3まで減少できる。

また、適応性が同一の大型消火器については設置しないことができる。

#### 4 消火器具を除く消防用設備等

##### (1) 設置義務

消防法施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものには、次の消防用設備等の設置が義務付けられている。

消防用設備等	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う量	関係条文	設置基準の緩和
屋内消火栓設備	別表第3で定める数量の750倍以上（可燃性液体類を除く）	令11①五	令11④
スプリンクラー設備	別表第3で定める数量の1000倍以上（可燃性液体類を除く）	令12①八	令12③
水噴霧消火設備等（注）	別表第3で定める数量の1000倍以上	令13①	令13②
自動火災報知設備	別表第3で定める数量の500倍以上	令21①八	令21③

（注）指定可燃物の種別に応じて設置することができる水噴霧消火設備等

指定可燃物の種別	消火設備の種類
① 綿花類 ② 木毛及びかんなくず ③ ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く） ④ 糸類 ⑤ わら類 ⑥ 再生資源燃料 ⑦ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴミくずに限る。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備
① ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。） ② 石炭・木炭類	水噴霧消火設備 泡消火設備
① 可燃性固体類 ② 可燃性液体類 ③ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
木材加工品及び木くず	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備 全域放出方式のハロゲン化物消火設備

(2) 設置の緩和

ア (1)の表中、水噴霧消火設備等を除く設置基準の緩和

項目	内容	関係条文
屋内 消火 栓設 備	防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、特殊消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備を技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲は設置が免除される（屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備にあっては、1階及び2階の部分に限る。）。	令 11④
	代替としてパッケージ型消火設備を設置した場合は、設置が免除される。	平 16 総務令 92
スプリ ンクラ ー設 備	防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備を設置しないことができる。	令 12③
	代替としてパッケージ型自動消火設備を設置した場合は、設置が免除される。	平 16 総務令 92
屋外 消火 栓設 備	スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は動力消防ポンプ設備を技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる。	令 19④
動力 消防 ポン プ設 備	防火対象物又はその部分に次に掲げる消火設備をそれぞれに掲げるところにより設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。 ① 令第 20 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋外消火栓設備を技術上の基準に従い設置したとき。 ② 令第 20 条第 1 項 1 号に掲げる防火対象物の 1 階又は 2 階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従い設置したとき。 ③ 令第 20 条第 1 項 2 号に掲げる建築物の 1 階又は 2 階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従い設置したとき。	令 20⑤
自動 火災 報知 設備	防火対象物又はその部分 ((注 1) を除く。) にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備 (いずれも標示温度が 75°C 以下で作動時間が 60 秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。) を技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について自動火災報知設備を設置しないことができる。 (注 1) 令別表第 1 (1) 項から (4 項) まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に掲げる	令 21③ 規則 23 ②③

防火対象物又はその部分に並びに規則第23条第5項各号（注2）及び第6項第2号（注3）に掲げる場所とする。

（注2） 規則第23条第5項各号に掲げる場所

防火対象物又は部分
階段及び傾斜路
廊下及び通路（令別表第1（1）項から（6）項まで、（9）項、（12）項、（15）項、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物の部分に限る。）
エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類するもの
遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第1（2）項ニ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（2）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）
感知器を設置する区域の天井等の高さが15m以上20m未満の場所
感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所
上覧に掲げる場所以外の地階、無窓階及び11階以上の部分（令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（15）項、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）

（注3） 規則第23条第6項第2号に掲げる場所

防火対象物又は部分	設置すべき感知器
規則第23条第5項各号に掲げる場所以外の地階、無窓階又は11階以上の階	作動式若しくは補償式の感知器のうち1種若しくは2種、定温式感知器のうち特種若しくは1種（公称作動温度75°C以下のものに限る。）、イオン化式若しくは光電式の感知器のうち1種、2種若しくは3種若しくはこれらの種別を有する感知器又は炎感知器

イ (1)の(注)の表に掲げる指定可燃物（可燃性液体類を除く。）を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物にスプリンクラー設備を設置したときは、右欄に掲げる消火設備を設置しないことができる。